2025 年 5 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テ ク ニ カ ル セ ン タ ー

「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から2025年3月11日付で公表されました「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（実務上の取扱いに関する質問）

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意　見】

同意します。

質問 2（開示に関する質問）

本公開草案は、本公開草案の範囲では特段の開示を求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意　見】

同意します。

質問 3（適用時期等に関する質問）

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意　見】

同意します。

質問 4（現在検討されている制度変更の可能性への対応に関する質問）

現在検討されている制度変更の可能性への対応として(1)及び(2)の考え方に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意　見】

同意します。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意　見】

以下について、コメントいたします。

１．国際的な会計基準との差異

【コメント】

本公開草案において想定している取引に関して、国際的な会計基準における取扱いとの差異があるなら、その内容及び理由を明示することが有用と考えます。なお、国際的な会計基準において想定している取引と前提が異なり、会計処理における比較ができないのであれば、何が異なるのかを議論の過程で明らかにしていただきたい。

（理　由）

企業会計基準委員会が 2022 年 8 月に公表した中期運営方針 II .1.(2)には、「我が国における会計基準に係る基本的な考え方と異なること等を理由に、国際的な会計基準における取扱いについて我が国として受け入れ難いとしたものについては、原則として、日本基準において採り入れることはせず、その理由を明示することが考えられる。」とあります。また、本公開草案 BC3 項では、「国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として必要に応じて見直しを行うこと」が提言されている旨が記載されています。

そのため、本公開草案において想定している取引に関して、国際的な会計基準と日本基準との差異が生じているならば、その内容及び理由を検討したうえで、結論の背景等に明示することが考えられます。なお、国際的な会計基準において想定している取引と前提が異なる場合には、その内容を議論の過程で明らかにしていただくことが有用と考えます。

２．発電事業者における取扱い

【コメント】

本公開草案が最終化されたあとに、改めて、本公開草案の対象とする取引に係る発電事業者に関する取扱いを検討いただきたい。

（理　由）

本公開草案においては、より広範囲に影響があると考えられる需要家の取扱いについて、早期の対応を行うため、発電事業者の取扱いは定めないとされています（本公開草案BC5項）。一方で、ここ数年で発電事業に参入し、本公開草案の対象とする取引を行う企業等が少なくないことを踏まえると、発電事業者の会計処理を検討するニーズは一定程度あると考えます。

需要家の取扱いについて早急に対応する必要がある場合には、本公開草案を最終化したあとに、改めて、発電事業者における会計処理及び開示を検討いただきたい。

以　上